

福岡市建築基準法施行細則(昭和46年福岡市規則第83号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(確認申請書の添付図書)</p> <p>第4条 法第6条第1項(法第87条第1項、法第87条の4第1項又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認(以下「確認」という。)を受けるために建築主事に提出する申請書のうち、規則第1条の3第1項の表2の(21)項に掲げる工場・事業調書は別記様式第1号に、同表の(61)項に掲げる既存不適格調書は別記様式第2号によるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(建築主等の変更の届出)</p> <p>第6条 確認又は許可(以下「確認等」という。)を受けた建築物の建築主、建築設備の設置者若しくは工作物の築造主又は当該確認等を申請した者(以下「建築主等」という。)は、当該建築物、建築設備又は工作物(以下「建築物等」という。)の工事が完了するまでに次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、建築主等の変更届(様式第3</p>	<p>(確認申請書の添付図書)</p> <p>第4条 法第6条第1項(法第87条第1項、法第87条の4第1項又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認(以下「確認」という。)を受けるために建築主事又は建築副主事(以下「建築主事等」という)に提出する申請書のうち、規則第1条の3第1項の表2の(21)項に掲げる工場・事業調書は別記様式第1号に、同表の(61)項に掲げる既存不適格調書は別記様式第2号によるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(建築主等の変更の届出)</p> <p>第6条 確認又は許可(以下「確認等」という。)を受けた建築物の建築主、建築設備の設置者若しくは工作物の築造主又は当該確認等を申請した者(以下「建築主等」という。)は、当該建築物、建築設備又は工作物(以下「建築物等」という。)の工事が完了するまでに次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、建築主等の変更届(様式第3</p>	<p>建築基準法改正（R6. 4. 1 施行）による条文修正</p> <p>建築基準法改正（R6. 4. 1 施行）による条文修正</p>

号)の正本及び副本に建築物等の確認済証又は許可の通知書を添えて、建築主事__又は市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(設計の変更の届出)

第6条の2 確認等を受けた建築物等の建築主等は、当該建築物等の設計に変更(確認にあつては規則第3条の2第1項各号に掲げる変更のうち建築主事__が必要と認めるもの、許可にあつては市長が必要と認めるものに限る。)が必要となつたときは、設計変更届(様式第3号の2)の正本及び副本に建築物等の確認済証又は許可の通知書及び設計の変更内容を示す図書を添えて建築主事__又は市長に提出しなければならない。

(指定確認検査機関による変更の届出)

第6条の3 指定確認検査機関は、法第6条の2第1項_____ (法第87条第1項、法第87条の4第1項又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認を行つたときは、当該確認を受けた建築物等の建築主等から第6条又は前条に規定する建築主等又は設計の変更について報告を求め、当該変更の内

号)の正本及び副本に建築物等の確認済証又は許可の通知書を添えて、建築主事等又は市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(設計の変更の届出)

第6条の2 確認等を受けた建築物等の建築主等は、当該建築物等の設計に変更(確認にあつては規則第3条の2第1項各号に掲げる変更のうち建築主事等が必要と認めるもの、許可にあつては市長が必要と認めるものに限る。)が必要となつたときは、設計変更届(様式第3号の2)の正本及び副本に建築物等の確認済証又は許可の通知書及び設計の変更内容を示す図書を添えて建築主事等__又は市長に提出しなければならない。

(指定確認検査機関による変更の届出)

第6条の3 指定確認検査機関は、法第6条の2第1項又は法第18条第4項(法第87条第1項、法第87条の4_____又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認を行つたときは、当該確認を受けた建築物等の建築主等から第6条又は前条に規定する建築主等又は設計の変更について報告を求め、当該変更の内

建築基準法改正 (R6. 4. 1 施行) による条文修正

建築基準法改正 (R6. 11. 1 施行) による条文修正

前回改正時の誤りのため
法87条の4について「第1項」の文言削除

容を速やかに市長に届け出なければならない。

(確認等申請の取下げ及び工事の取止めの届出)

第7条 確認等の申請を行つた建築主等は、建築主事__又は市長の確認等を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、確認等申請取下げ届(様式第3号の3)の正本及び副本を建築主事__又は市長に提出しなければならない。

2 確認等を受けた建築主等は、建築物等の工事を取り止めたときは、工事取止め届(様式第3号の4)の正本及び副本を建築主事__又は市長に提出しなければならない。

(特定工程等の指定)

第7条の2 (略)

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

(1) (略)

(2) 法第18条第3項_____の規定により確認済証の交付を受けた建築物

(3) ~ (5) (略)

3 (略)

(認定申請の取下げ及び工事の取止めの届出)

容を速やかに市長に届け出なければならない。

(確認等申請の取下げ及び工事の取止めの届出)

第7条 確認等の申請を行つた建築主等は、建築主事等__又は市長の確認等を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、確認等申請取下げ届(様式第3号の3)の正本及び副本を建築主事等__又は市長に提出しなければならない。

2 確認等を受けた建築主等は、建築物等の工事を取り止めたときは、工事取止め届(様式第3号の4)の正本及び副本を建築主事等__又は市長に提出しなければならない。

(特定工程等の指定)

第7条の2 (略)

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

(1) (略)

(2) 法第18条第3項及び第4項の規定により確認済証の交付を受けた建築物

(3) ~ (5) (略)

3 (略)

(認定申請の取下げ及び工事の取止めの届出)

建築基準法改正 (R6. 4. 1 施行) による条文修正

建築基準法改正 (R6. 4. 1 施行) による条文修正

建築基準法改正 (R6. 4. 1 施行) による条文修正

<p>第15条の4 第7条第1項の規定は、第15条第1項から第3項までの認定の申請について準用する。この場合において、第7条第1項中「確認等の」とあるのは「第15条第1項から第3項までの認定の」と、「建築主事_又は市長」とあるのは「市長」と、「確認等を」とあるのは「認定を」と読み替えるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>様式第1号 (略)</p> <p>様式第2号 (略)</p> <p>様式第3号 (略)</p> <p>様式第3号の2 (略)</p> <p>様式第3号の3 (略)</p> <p>様式第3号の4 (略)</p>	<p>第15条の4 第7条第1項の規定は、第15条第1項から第3項までの認定の申請について準用する。この場合において、第7条第1項中「確認等の」とあるのは「第15条第1項から第3項までの認定の」と、「建築主事等又は市長」とあるのは「市長」と、「確認等を」とあるのは「認定を」と読み替えるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>様式第1号 (略)</p> <p>様式第2号 (略)</p> <p>様式第3号 (略)</p> <p>様式第3号の2 (略)</p> <p>様式第3号の3 (略)</p> <p>様式第3号の4 (略)</p>	<p>建築基準法改正 (R6. 11. 1施行) による条文修正</p>
--	--	--------------------------------------